

建設工事競争入札参加資格審査申請における解体工事の取り扱いについて

平成29年12月

たつの市

平成28年6月1日に建設業法の一部を改正する法律が施行され、建設業の許可業種に解体工事業が新設され、本市においても、平成29年4月1日より登録工種に「解体工事」を追加しました。

平成30年2月に実施する入札参加資格登録申請における「解体工事」については、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

記

1 建設業法の主な改正内容

「とび・土工工事業」に含まれる「工作物の解体」を独立させ、建設業許可に係る業種区分に「解体工事業」が追加されました。

なお、経過措置が設けられ、改正前の建設業法の「とび・土工工事業」の許可を受けている者であって、改正後の建設業法の解体工事業を営んでいる建設業者については、施行日から3年間は、「解体工事業」の許可を受けていなくても引き続き解体工事業を営むことができます。

2 「解体工事」に登録申請可能な方

「とび・土工工事業」又は「解体工事業」の建設業許可を受けており、改正法の解体工事業に該当する営業を営んでいる者

3 経営事項審査結果通知書の総合評定値及び完成工事高について

「とび・土工・コンクリート工事」「解体工事」とともに「**とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)**」の**総合評定値及び完成工事高**を使用します。

4 「解体工事」に係る技術者について

法改正までにとび・土工工事業の技術者であった者は、解体工事業の技術者として認めます。

5 経過措置終了後の登録等について

経過措置期間中は「解体工事」に関する発注については、「解体工事」又は「とび・土工・コンクリート工事」のいずれかで登録されていることを資格要件としますが、平成31年度以降の発注については「解体工事」の登録が必要となります。

本市の「解体工事」へ登録するためには、**解体工事の建設業許可を取得し、解体工事業について経営事項審査を受けている**ことが必要となります。